

## 第2次松戸市障害者計画及び第3次松戸市障害者計画の変更点の比較

第2次松戸市障害者計画（既計画）		
節	施策	具体的な取組み
第1節 共生社会の実現に向けた相互理解の促進	1 市民意識の醸成	(1) 地域活動における交流の促進 (2) 心のバリアフリーの醸成 (3) 差別解消法の取組みの推進
	2 福祉に関する教育の充実	(1) 学校教育における福祉教育 (2) 交流の場の提供 (3) 差別解消法の取組みの推進
	3 地域ボランティア活動等の推進	(1) ボランティア等の育成と市民参加の促進 (2) 児童・生徒のボランティア活動支援 (3) 社会福祉協議会との連携 (4) 障害者関係団体への支援
子育て支援の充実	1 障害の早期発見と早期療育	(1) 保健指導の継続的な実施 (2) 疾病等の早期発見 (3) 療育体制の充実
	2 障害に応じた療育	(1) 子どもの自立に向けた支援 (2) 障害児保育の充実
	3 特別支援教育の充実	(1) 教育内容の充実 (2) 教育環境の整備 (3) 就学相談・指導の充実 (4) 卒業後の進路の確保

第3節 社会参加と就労の促進	就労の支援 <b>重点</b>	(1) 就労支援・雇用の促進 (2) 就労支援体制の整備 (3) 障害者就労施設等への発注拡大・工賃向上
	2 スポーツ・文化活動の支援	(1) スポーツ・レクリエーションの促進 (2) 文化・芸術活動の支援

自立した地域生活の支援	1 障害の原因となる傷病の予防と治療	(1) 健康の維持・増進 (2) 医療費等の負担軽減
	2 障害福祉サービスの充実	(1) 障害福祉サービスの供給体制の整備 (2) 障害福祉サービスに係る人材の確保と育成 (3) 利用者負担の軽減
	3 生活の安定のための支援	(1) 年金・各種手当制度の周知 (2) 助成・割引制度の活用支援
	4 相談支援体制の充実 <b>重点</b>	(1) 相談支援体制の整備・充実 (2) 成年後見制度の普及促進 (3) 虐待防止体制の整備

第5節 安全安心なまちづくりの推進	1 生活しやすいまちづくり	(1) バリアフリー化の推進 (2) 住まいの確保と居住の支援
	2 防犯・防災対策 <b>重点</b>	(1) 災害時要援護者支援体制の整備 (2) 災害時における情報伝達の確実性の向上 (3) 防犯対策

第3次松戸市障害者計画の体系		
節	施策	具体的な取組み
第1節 地域共生社会の実現に向けた相互理解の促進	見 1 市民意識の醸成	1) 地域活動における交流の促進 2) 心のバリアフリーの醸成 3) 学校教育における福祉教育 4) 交流の場の提供
	見 2 地域福祉活動の推進	1) ボランティア等の育成と市民参加の促進 2) 児童・生徒のボランティア活動支援 3) 障害者関係団体への支援
	新 3 権利擁護体制の推進 <b>重点</b>	(1) 成年後見制度の普及促進 (2) 日常生活自立支援事業との連携 (3) 差別解消の取組みの推進 (4) 虐待防止体制の強化
ライフステージに応じた切れ目のない支援	見 1 障害の早期療育につなげるための早期発見	1) 保健指導の継続的な実施 2) 疾病等の早期発見
	見 2 障害に応じた療育の充実	1) 子どもの自立に向けた支援 2) 保育所（園）等の児童施設職員のサポート体制の充実 3) ライフステージに沿った切れ目のない支援の充実
	見 3 特別支援教育等の充実	(1) 教育内容の充実 (2) 教育環境の整備 (3) 就学相談・指導の充実 (4) 卒業後の相談の充実・進路の確保
	新 4 医療的ケア児等の支援体制の整備 <b>重点</b>	1) 普及啓発と連携・交流の推進 2) 医療的ケア児等を支援する保育・教育・サービスの充実
第3節 生きがいをもった社会参加の促進	見 1 障害のある人への就労の支援 <b>重点</b>	(1) 就労支援・雇用の促進及び安定 (2) 障害者就労施設等への発注拡大・工賃向上
	見 2 地域とつながるスポーツ・文化活動等の支援	1) スポーツ・レクリエーションの促進 2) 文化・芸術等の活動の支援 3) 居場所づくりの支援
自立した地域生活の支援	既 1 障害の原因となる傷病の予防と治療	(1) 健康の維持・増進 (2) 医療費等の負担軽減
	見 2 障害福祉サービスの充実	(1) 障害福祉サービスの供給体制の整備 (2) 障害福祉に関する人材の育成 (3) 障害福祉サービス等の質の向上のための体制の構築 (4) 地域生活支援拠点の整備 (5) 利用者負担の軽減
	既 3 生活の安定のための支援	1) 年金・各種手当制度の周知 2) 助成・割引制度の活用支援
	見 4 相談支援体制の充実 <b>重点</b>	(1) 身近な相談支援体制の充実・強化等 (2) 包括的な相談支援体制の整備
	新 5 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	1) 情報提供の充実 2) コミュニケーション支援の充実 3) 手話言語条例の普及啓発
第5節 安全安心なまちづくりの推進	既 1 生活しやすいまちづくり	(1) バリアフリー化の推進 (2) 住まいの確保と居住の支援
	見 2 防犯・防災及び感染症等の対策の推進 <b>重点</b>	1) 災害時要援護者支援体制の整備 2) 災害時における情報伝達の確実性の向上 3) 防犯対策の推進 4) 感染症等に対する備えの検討